

記載例

当事者双方が日本人の場合

窓口提出の日または
郵送の場合は投
函する日を記入

婚姻届

令和3年6月10日届出

大使館
総領事送付 令和 年 月 日
第 号

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知
------	------	------	-----	----	-----	----

(1)	氏名	夫になる人 やました たくや 氏 名 山下 拓也	妻になる人 しみず まお 氏 名 清水 真緒
		平成2年 11月 12日	平成6年 8月 31日
(2)	住所	オーストラリア連邦クイーンズランド州 ブリスベン市ミルトン アン通り4番1401号 世帯主の氏名 山下拓也	左に同じ 番地 番 番地 号
(3)	本籍	静岡県浜松市北区根来町1番地 番地 番	神奈川県横浜市金沢区東新橋一丁目 番地 番
	離婚されている場合のみ 母の氏を記入	筆頭者の氏名 山下 幸三 父 山下 幸三 母 恵美	筆頭者の氏名 清水 辰雄 父 清水 辰雄 母 奈美
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	新本籍 (左の☐の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 静岡県浜松市北区根来町1番地 番地 番	
(5)	同居を始めた日	令和3年 12月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)	
(6)	初婚・再婚の別	☑初婚 再婚 (☐死別 ☐離別 年 月 日) ☑初婚 再婚 (☐死別 ☐離別 年 月 日)	
(7)	それぞれの世帯のおもな仕事と	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 妻 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で務め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
(8)	夫妻の職業	夫の職業 妻の職業	
	令和3年6月6日	オーストラリア連邦の方式により婚姻成立、登記官作成の婚姻証書添付。	

オーストラリアの方式で婚姻する場合のみ記入

印及び捺印はシャチハタではない印で
押印、もしくは右手の親指で拇印

届出人印	夫 山下 拓也	妻 清水 真緒
事件簿番号		

(届出人の電話番号及び E メールアドレス

0401 234 567

abcdefg@mail.com

)

証人欄はオーストラリアの方式で婚姻する場合記入不要

日本国籍の方は戸籍通りの氏名を記入。押印

外国籍の方はサインをし、その上にカタカナで氏名を記入。押印は不要

証 人	
署 押 名 印	佐藤 翔真 印 ストックトン、カール 印 Karl Stockton
生 年 月 日	平成2年 5月 20日 西暦1991年 2月 4日
住 所	オーストラリア連邦クィーンズランド州 オーストラリア連邦クィーンズランド州 ブリスベン市ミルトン アン通り1番地 ゴールドコースト市タライ ロック通り1番地 番 2201号 番 号
本 籍	大隈府堺市堺区王子町1番地 国籍 オーストラリア 番地番 番地番

記入の注意

1. 届書はすべて日本語で書いてください。
この届出は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- ➡ 2. 「筆頭者の氏名」欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- ➡ 3. 日本と外国の二つの国籍をもっている人は、日本人として本籍欄を書いてください。
当事者の一方が外国人のときは、本籍欄に「国籍何国」とだけ書いてください。
- ➡ 4. 父母がいま婚姻しているときは、母の氏を書かないで、名だけ書いてください。
養父母についても同じように書いてください。
- ➡ 5. ☐には、あてはまるものに☒のようにしるしをつけてください。ただし、外国人と婚姻する場合にはつけないでください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。
- ➡ 6. 届を出す日に同居を始める人は、その日に同居したものとしてその年月を書いてください。
まだ同居を始めていない人は、その他の欄に「まだ同居を始めていない。」と書いてください。
- ➡ 7. 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。
- ➡ 8. ☐夫 ☐妻 に当てはまると思うものに☒夫☒妻 のようにしるしをつけてください。
- ➡ 9. 在留国の法律で婚姻したときは、婚姻した日から3か月以内に婚姻証明書をそえて出してください。この場合は証人欄は書かず、「その他」欄に婚姻成立年月日、婚姻の方式及び婚姻証書作成者の職名を記載してください。
外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。
当事者の一方が外国人のときは、在留国の法律で婚姻してから出してください。この場合、外国人の国籍を証する書面（旅券写し等）を提出してください。
10. 未成年者が婚姻するときは、父母（養子のときは養親）の同意書を出すか、または父母がその他の欄に同意の旨を書いて署名押印してください。
- ➡ 11. 届出人や証人の署名は、はっきりとよめるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。
12. 夫婦がともに日本人のときは、届書3通（新しい戸籍がつくられる場合に今までと別の市区町村につくりたいときは4通）、夫婦の一方が外国人のときは、届書2通（新しい戸籍がつくられる場合に今までとは別